

起因物、事故の型：フォークリフト - 飛来・落下の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	11~12	配達途中にタイヤチェーンのクロスが切れたため、センターへ帰社し、別のチェーンを取り付けるためにフォークリフトの爪を車両後方のステップ下へ10cm程差し込み車体を持ち上げた。右後輪のチェーンを取り付け作業中、車体が前進し、フォークリフトの爪から外れ落下し、右手首がタイヤの下にあったため挟まれ、裂傷及び打撲を負った。	63	40301	10~29
1	2~3	顧客先へダンボール配送を行い、積み降しの作業でパレットの上にダンボール（1.1m×1.1m）を積み、落ちないように手で押さえていたがバランスが崩れ、1つのダンボールの角が安全靴から出ている足の甲に当たり負傷した。	37	40301	30~49
2	14~15	B棟東側入り口付近にて、パレット格納用ラック（90cm×100cm×150cm）（以下逆ネスラックと言う）を三段に積み一段目の上部にフォークリフトの爪を刺し、壁際を部屋の奥へ移動していた。支柱の壁が緩やかに内側に傾斜していることに気が付かず壁際ぎりぎりを前進中、上段で音がしたため左側から確認をした時、上部の逆ネスラックが壁と接触しフォークリフトの屋根に落下した。左に頭を出していたため、接触した。	30	40302	10~29
3	11~12	本社工場内において、フォークリフトのフォーク（積荷台部分）の高さを変更するため、左側のフォークを外してフォークレールに掛けたが、掛け方が浅かったのでレールよりはずれて落下し、左足を負傷した。	64	10109	10~29
		当社工場内において、4tトラックから2tトラックへの積荷移動の作業中、フォークリフトで運ばれたパレットの上に積まれたダンボールシートに積			10

3	21~22	み込もうとパレットに左足をかけようとしたら、パレットよりもダンボール数紙の方が大きかったため、ダンボール数紙の端っこの部分にもパレットがあるものと勘違いして左足を伸ばしたところ落下し、左足を強打した。	66	10602	~ 29
3	16~17	アルミホイール修正品置場を整とんしている時、段積しているホイールを移動中、スペースが狭いため高く積み上げてあった。移動中に上部ホイールが落下してきて頭部に当たった。	44	11209	30 ~ 49
3	14~15	工場にてフォークリフトグリストラップ作業中、フォーク取り外しの際、支えていたフォークと身体のバランスを崩し、フォークが落下して持ち手である右人差し指を損傷した。	41	11209	1~ 9
5	9~ 10	工場で鯨の腹出作業を行っていた際、後部にて方向転換のため旋回したフォークリフトに積まれていた空のコンテナが倒れ、頭から背中付近に落下し、前のめりに倒れた。空のコンテナを乗せていたパレットが通常使用していない横板の少ないトーツ用のもので、かつ横板の一部が破損していた事に気が付かずに荷役作業を行ったため、パレットのバランスが崩れ倒れた。	65	10102	100 ~ 299
5	11~ 12	コンテナ置き場にて、コンテナの修繕作業中、別の会社の従業員がコンテナ吊り上げ中のフォークリフト（トップリフター）を後進させていたところ、ツイストロックの留具が本来90°で嵌るべきところが、45°程度だったため、移動の弾みで右の留具が外れた。コンテナ（3840kg）の右部分が接地し、程なく左側の留具が外れ、元来の吊り上げ位置から2mずれた地点に落下した。下にいた被災者がコンテナの下敷きになり死亡した。	45	50202	10 ~ 29
5	10~ 11	フォークリフト運転者がフォークリフトで吊り治具を移動している最中、吊り治具をおろす為に下に引く木を準備していたところに、吊り治具がフォークリフトの爪から滑り落ちてきて、前頭部を強打し、頭部と首を損傷した。	56	11204	30 ~ 49
	10~	フォークリフト運転者がフォークリフトで吊り治具を移動している最中、吊り治具をおろす為に下に引く木を準備していたところに、吊り治具が			30

5	11	フォークリフトの爪から滑り落ちてきて、前頭部を強打し、頭部と首を損傷した。	56	170101	～ 49
5	10～ 11	当社工場内で、運転者がリフトで吊り治具を受け取って外す為にリフトを動かしている最中、場所を空けようと前チャージの吊り治具で外した品物の重量を量ろうとしていた時に、後から吊り治具が背中に誤って滑り落ちてきてしまい、倒れて負傷した。	46	11204	10 ～ 29
5	10～ 11	被災者は、輸送先において貨物を搬入する作業中に、フォークリフトの爪の高さを50cmにして爪の幅を調節しようとしていた際、片方の爪の中央まで寄せた時に引っ掛かりが起きたので、爪全体を少し押し上げ気味にして動かそうとしたところはずみで爪が抜けてしまい（80kg程）、右足の甲の上に落下させ負傷した（安全靴着用）。	42	40301	50 ～ 99
5	8～9	工場内修理のためフォークリフトの先に吊り金具をつけて、H鋼材（長さ4.5m、重量100kg位）を持ち上げて工場内に移動中、開口が狭く入れられないため、被災者がH鋼材を押しして方向転換しようとした時、吊り金具が完全にはまっていなかった為か、H鋼材が被災者の右足の上に落ち指4本を骨折した。	43	10909	1～ 9
5	16～ 17	工場内においてパレットを搬入する時、フォークリフトの爪を動かしていたときに爪が外れ、右足に落下した。	73	10401	1～ 9
7	11～ 12	当社倉庫下屋での製品荷卸しの際、スロープ上にフォークリフト1台、スロープ下にフォークリフト1台の2名1組での作業中、下作業員（当該負傷者）がフォークリフト爪幅調整中であることにスロープ上の作業員が気づかず、パレットに製品をのせようとして、製品が倒れ、下作業員まで落下した。その際、下作業員の後頭部に製品がぶつかり、負傷した。	29	40301	100 ～ 299
7	11～ 12	工場に荷物をトラックで納品中、フォークリフトでトラック荷台から荷降ろしの際に、フォークリフト運転手の運転ミスで荷崩れが起こり、荷物が落下し、頭部を負傷した。	20	40301	1～ 9
		工場内において、作業者が2段重ねの台車の上段の台車を移動する作業			

7	11~ 12	中、下段台車には左寄りに材料が積まれており、材料移動用のフォークリフトを右寄りにセットして持ち上げ、その状態で下段台車の左寄りに置かれた材料を手で移動させるため、フォークリフトを降りて台車左側に近づいたところ、フォークリフトがバランスを崩して上段台車が落下し、作業者の頭部に当たってしまった。	44	11502	10 ~ 29
7	19~ 20	木造改修住宅の工事完成後、足場材を解体し、リース会社へ返却し、足場材をフォークリフトで下ろす作業中に、爪を広げようとして落下し、左手指3本を挟み骨折した。	22	30202	1~ 9
7	9~ 10	ブロック工場資材置場付近で、製品の脱型のため、リフト（クランプ車）で高さ30cm位の所まで製品（約43kg）を上げて、製品表面に付いている鉄板を外す作業中に、左先端の1個が外れ落下した。その際、たまたま製品の在庫確認のためにいた本人の左足甲の上に落ち、左足中指・薬指を骨折した。	59	10901	30 ~ 49
9	9~ 10	事業主自宅敷地内の農業機械及び資材置き場にて、農業機械を収納するスペースを確保する目的で、置いてあった木材を移動させていた。木材の片方をフォークリフトの爪にかけたロープで吊り上げ、できた隙間に鉄パイプを差し入れて木材をスライド移動させようとしていた際、木材を吊っていたロープがリフトの爪から外れ、木材が落ちてきて、下に手を置いていた被災者の左手親指部分が挟まれ負傷した。	27	60101	1~ 9
9	13~ 14	ホームセンター商品を扱う物流倉庫内で、ネスに入った商品を移動しようとした際、原則ネスを動かす場合は、2段までと規定があるが、3段重ねたまま移動してしまったため、バランスが悪く、一番上のネスが落ちてきてしまい、右首から右肩にかけて負傷した。	62	80401	50 ~ 99
9	14~ 15	センター内にて、足場材の整理作業を行っていたが、フォークリフトの運転者が積荷のスチール製の足場板を荷揚げ作業中に落下してしまい、右足・腰下・太腿・膝に当たり負傷した。	58	170101	30 ~ 49
		営業所にて、リフトマンに荷下ろしをしてもらっている時、ジョルダー（荷下機材）がトラックから落ちそうになったのでリフトマンに作業を中			

10	8～9	止する様に声をかけて、本人がリフトの爪の下に入り、ジョルダーを直していた。リフトマンの操作していたリフトの爪のさし具合が不安定（前傾していた）だったため、パレットに載っていた荷物（紙シートやプラスチック板）がリフトマンの何らかの操作（リフトが後進した可能性）でずれ落ちて、爪の下にいた本人に崩れ落ちて受傷した。	50	40301	100 ～ 299
11	10～11	就業場所であるうどん工場にて1人で製麺機を使い、うどんの生地を伸ばす作業を行っていた。その際にうどんの生地の繋ぎ目を直すため、上下に動作するローラーとコンベアーとの隙間（通常3～4cmある）に生地の上から右手首を挟まれて負傷した。	25	30302	10 ～ 29
11	10～11	工場敷地内において荷物（木材）をトラックに積込作業中であった。従業員がフォークリフトで運転席側の積込後、助手席側の積込作業中フォークリフトの荷物で運転席側の荷物を押ししまい、運転席側の荷物（5本1束、約600kg）が落下し、運転席側荷台後方にいた被災者左足に当たり負傷した。被災者は当初荷台の上にはいたが、荷台上の伝票が落下し、拾うため荷台より降りた際、被災したものである。	36	40301	10 ～ 29
11	10～11	工場内の金属製の配管に物が詰まり、縦に通っている配管の継手部分を分解してリフトで上部の配管を吊るして、下部のL字部分に左腕を入れて取り除く作業をしていたところ、吊るしていたロープがずれて上部の配管が落下した。左腕の上に落ちて挟まれ打撲した。	72	10801	1～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html